

第 82 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2025 年 10 月 12 日 発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 組合学習会のご案内	p. 1	2. 大阪産大との賃上げ交渉	p. 1～2
3. 関西大学 400 円賃上げ	p. 2	4. 同志社 10 年上限雇止め撤回せず	p. 3
5. 近畿大学賃上げ明言せず	p. 3	6. 阪大裁判控訴審報告	
		7. 労働条件アンケート回答	p. 4

11 月 29 日(土)組合学習会のご案内

雇止め、減ゴマ、嫌がらせ！ ハラスメントとどう向き合う？！

いろいろなものが値上がりし、生活が苦しくなる中、大学非常勤講師の賃金はそれほど上がっていません。また賃上げを達成した大学でも決して十分な額とは言えません。そうした状況で、私たちは理不尽な雇止めや減ゴマ、パワハラ等、多くの問題に直面します。その時、みなさんはどうしていますか。何を言ってもダメ、と諦めていませんか。

しかし、泣き寝入りは何の解決にもなりません。それだけでなく、同じ職場で働く同僚や今後続く後輩たちにも悪影響が及ぶ可能

性もあります。

今回の学習会では、労働問題の専門家の話をお聞きし、様々な事例の分析を行いながら、今後の大学非常勤講師の労働環境を見直していきたいと思います。組合員の方はもちろん、組合員でない方も学生も、ぜひ私たちと共に勉強していきましょう。そして自分も他人も傷つかない＆傷つけない健全な労働環境を目指しましょう。Zoom 参加も可能です。

(文責：浦木)

日時：2025年11月29日（土）14：00～16：30 参加費無料

報告者：中村和雄弁護士（市民共同法律事務所、当組合組合員）、他

開催場所：エルおおさか本館903号室

（京阪本線・谷町線天満橋駅より徒歩5分、〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14）

Zoom 参加：ミーティング ID: 849 9170 8301 パスコード：116304

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-4303-5400(関西私大教連気付、大村) 木・金 午後 メール：sodan@hijokin.org

大阪産大との賃上げ交渉、18 年間据え置き に大学は 10 月中に回答へ

9月2日、大阪産業大学との賃上げ団交で、私たちは18年間据え置かれた非常勤講師の賃上げの必要性について、具体的な根拠を示して交渉しました。その結果、大学側は「財政が厳しい」としながらも、再度検討を行い10月中に回答することを約束しました。

大阪産大では2007年から一度も非常勤講師給が上がっていません。この間、大阪府の最低賃金は約1.5倍に上がり、他大学でも賃上げが進む中、大産大は特Aランクですらたった1コマ29,000円。これは関西圏で最低レベルです。高い専門知識と教育能力をもつ非常勤講師にとって、これはあまりに低すぎます。

授業の約4割を担いながら、非常勤講師の人件費総額は専任教員の約10分の1。LMSや

学生指導などの負担が年々増える中、賃金は18年以上も据え置き。学生のために時間をかけても、報われない現実があります。

仮に非常勤講師のコマ単価を一ヶ月一律¥40,000にしても、大学全体の人件費率は0.6%しか増えません。¥30,000なら0.58%程度です。さらに、定年退職などによる教員数の減少で浮いた人件費を非常勤講師給に回せば人件費率を大幅に上げなくても賃上げは十分に可能なのです。

教育の質を守るため、そして誇りを持って働き続けるためにも、賃上げは待ったなしです。一緒に声を挙げていきましょう。

(文責：浦木)

関西大学 400 円賃上げ

9月29日に関西大学と定期交渉を行いました。まず9月11日付の学長名で公表された「2026年度以降の学年暦と授業形態について」、発表前に非常勤講師対象の説明を行うべきではないかと問いただしたところ、芝井理事長は団交の議題は労働条件に関するもので教学に関して答えることはできないが、意見としては正当だと返答しました。組合側は授業形態も労働条件であるとしましたが、法人側はインフォメーションシステムに随時情報をあげると回答するにとどまりました。

賃上げについて、法人側はゼロ回答・次年度から15回授業実施した後に定期試験手当(暫定)廃止を通告しました。組合側は不利益変更になるとしましたが、法人側は23年度から定期試験だけで成績を出さない方針に転換しており、語学など実施していない科目もあるとして、強硬姿勢を譲りませんでした。なおも組

合側は手当廃止だけではおかしいとしたため、法人側は団交を中座して基本給1コマ30000円から400円アップを提案しました。2023年度まで長らく据え置きが続いた1コマ28800円から1600円増でも、試験手当の月割よりも低額ですが、全体の底上げということで妥協せざるを得ませんでした。

第1学舎控室の狭隘化については、昨年度の団交で回答した会議室を使用していない時は開放するとした点について、より周知徹底するとししました。また昨年度に語学科目で時間割の都合を理由に減ゴマがあったことについて、一般論としては空きがあれば回復すべき、授業アンケートは強要するものではない、退職した非常勤講師の図書館利用は、卒業生と同様の条件なら、図書委員会に勧告すると

(文責：大村)

同志社 10 年上限雇止め撤回せず

前号案内のように、7月25日に同志社と2016年度から新規採用の非常勤講師（嘱託講師）の10年上限撤廃を求めて、団体交渉を実施しましたが、応じませんでした。

法人側は、流動性が必要という教学上の観点から設けたもので、教員評価を実施していないため一律10年としたとしましたが、専任教員には一律任期制の予定はないとし、矛盾しています。また2016以前の採用者は潜在的に無期転換権を有しているため、雇止めの対象ではないとし、差異があるが雇用契約書に明記しているか

ら問題ないとの姿勢です。

今年度で10年上限規定により雇止めとなるのは25名（本務校あり13名）と回答しましたが、次年度以降については、吉岡常務理事は「1500名の履歴書を全部見るのか」と、全く把握していないかのような無責任な回答を行いました。

組合としては専任教職員組合と情報を共有するとともに、本年2月21日の団交での回答と齟齬がみられるため、事実関係を回答要求書で糺すことにしました。（文責：大村）

近畿大学賃上げ明言せず

前月26日に近畿大学と定期交渉を行いました。焦点は、賃金を京都産業大学と同じ33000円へ、任用制限年齢を66歳から他大学のように70歳まで引き上げることとです。

それに対して、法人側は労働条件の低さで非常勤講師が集まらないようなことは避けたいとしながら、明確な回答は行いませんでした。昨秋の衆議院選挙で、世耕弘成理事長は「物価高騰対策として最優先すべきこと」として「賃金上昇が必要」と公言し、近畿大学の補助金交付額や志願者数がそれぞれ全国7位、2位であることから財務的余裕は十分にあり、賃金引上げを見合わせる理由が見当たりません。しかし、医学部の移転費用がかかることや、正規雇用の看護師の退職年齢と合わせる必要があるなど、非常勤講師とは全く無関係な理由を主張しました。

不開講手当について、数は年間わずか10

講座であり、全額支給も可能だと思われるが、大学側は「No work. No pay. に則り、全額支払う気はない」と答えました。当然、不開講は非常勤講師の責任でありませんので、専任教員が学生を誘導するなど不開講を回避するための大学側の努力を要求しました。

その他、農学部講師控室のパソコンの設置、文芸学部講師控室の拡大、バス運賃支給条件の緩和を要求しました。

全体として、非常勤講師の就労条件・環境の改善に関して近畿大学は後ろ向きです。そのような大学に対しては、ご出講されている先生方の強い「声」が必要であると実感しました。どうか私たちと一緒に「声」を上げていただけないでしょうか。お願いします。（文責：AY）

阪大訴訟大阪高裁控訴審第 2 回期日報告

「2013 年から 10 年上限雇い止め」された阪大非常勤講師 4 名が地位確認と雇止め無効を求めて 2023 年 2 月 9 日に大阪地裁に提訴した裁判は、2025 年 1 月 30 日敗訴の不当判決の後、6 月 17 日大阪高裁控訴審第 1 回期日に続き第 2 回期日が 8 月 26 日（火）14 時から別館 72 で開かれました。公正公平な判決を求める団体・個人署名とネット署名の 6 月 12 日第 1 次提出に続き、8 月 20 日には署名の第 2 次提出と大阪高裁前街宣を行いました。そのかいもあってか、第 3 回期日が 10 月 23 日（木）13 時 30 分から別館 72 に設定されました。みなさまのご支援を引き続きよろしくお願いします。

高裁に舞台は移りましたが、争点は阪大非常勤講師の労働者性であり、2022 年度か

ら労働契約になったことでそれ迄の「準委任契約」と勤務実態が違うのかどうか、という点です。この間の勤務実態が全く変わらなかったことを明らかにするために、原告側は阪大の専任教員の方 1 名の証人尋問を求めています。一方大学側は非常勤講師の勤務実態は労働契約後に変ったので証人尋問は不要、と主張しています。

証人尋問実現のためには、次回期日で法廷を傍聴者でいっぱいにする必要があります。大学の授業期間中ですが、みなさまのご協力をよろしくお願いします。また公正公平な高裁判決を求める署名活動も継続中ですので、こちらの方をお願いします。

<https://chnng.it/fRRPbmFzv.j>

（文責：新屋敷）

各大学からの労働条件アンケート回答

例年と同じく、7 月末時点で、17 大学（私立 12・国公立 5）から回答がありました。

今回も、例年の項目に加えて（「非常勤の声」81 号）、2024 年度に在籍した非常勤講師のうち、無期転換している人数を聞きました。

同志社は、2013 年 4 月から 2016 年 3 月までに雇用された人にだけ 10 年での無期転換権を認めています。ですから、2022 年度までは資格者がゼロでした（2016 年度から新規採用された人は 10 年で雇止めになります）。無期転換している人が思ったより少ないことに驚かされます。

なお、組合員にはアンケート一覧表を送付していますので、労働条件がより詳しく比較できるようになっています。一例として、一覧表を見れば、非常勤講師に支払われる給与総額は、専任の給与総額のおよそ 10 分の 1 であることもわかります。

昨年から今年にかけて賃上げした大学も一覧表を見れば一目瞭然です（個々の大学の賃上げについては、これまでの「非常勤の声」をご覧ください）。賃上げ幅はささやかなものですが、それでもこれは、毎年、団交を行なっている成果です。（文責 長澤）

私立	関大	立命	龍谷	同志社	京都産業	近大
	55/1824	219/1286	134/1037	142/1869	154/353	264/1298
	大工大	武庫川	神戸親和	京都精華	神戸女子	摂南
	8/304	37/585	0/175	29/623	82/300	23/491
国公立	大阪	大阪教育	神戸	神戸市外大	奈良女子	
	0/1170	15/233	18/1684	15/231	1/349	